

第8日

平成25年12月12日（木）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第91号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありますか。14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 3款2項1目の児童福祉総務費でございますが、これは子ども・子育て支援システム構築事業と説明がされておりますが、内容的につきましましてはどのようなことか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） この補正予算の費用につきましては、27年4月1日からの新制度に対応すべく、現実的には26年の10月ぐらいからの保育所、幼稚園の入所者の募集が始まりますので、それに間に合うようにシステムを今の部分と変更するものでございます。わかりやすく言いますと、保育所につきましては、今現在、システムで入居者台帳というのがございますけど、今度の新しいシステムになりますと、基本的に保育所に入所か幼稚園に入所か、そういう認定書を発行するという部分が最初に出てきますので、そういう部分にも対応できるようなというのと、もう一つは、幼稚園に入所してる子供さんについての情報も入力できるような、そういう形に変更するというものでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、システムが統一化されるということは、従来、幼稚園は教育委員会担当でしたが、1つのところで認定をするという、事務を処理するということですか。

○議長（手嶋源五君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（田中一孝君） システム的にはそういう形で統合はしたいとは思っておりますけど、組織的に1カ所で今のところ、例えば幼稚園担当部局と保育園担当部局を来年の4月とか、再来年の4月から一緒にすると、そういう状況までは至っておりません。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 補正予算書の15ページと29ページ、歳出のほうと関連があるわけですが、災害復旧費分担金、これは農業関係でございますし、歳出のほうも同じでございます。

ますが、これは単独災害ということになっておりますが、これにつきましては歳入、歳出とも現年災なのか、あるいは過年災なのか、そこをまず教えていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 単年災が25年災と、24年災、両方とも補正を組んでおります。25年度の予算が、農地が、繰越分が。ちょっと済みません。

現年災が34件、今回の補正で34件ありまして、そのうちの23件分を補正してます。24年災が85件分を意思表示をした27件分の補正をしております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） この過年災の85件というのは、もうかなり終わった分ですかね、それ27カ所が、この85件のうち27件が今度の補正に出しておると、あとの残りはもう終わっておると解釈していいんですかね。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（末次和幸君） 今現在の施工済みが、大体76%施工済みが終わってます。それと発注済みで90.5%、約、今、発注しとるのが611件ございます、24年分でございますが。その分につきましては、その分の意思表示をした分の27件分を補正をしてるんですが、あと64件分がまだ意思表示をされてません。それについては、今、実際会ってとか、電話で済む分は電話で済ませてますけども、実際会って意思表示をしてもらってるんですが、まだ意思表示がなかなかいただけてませんので、その分についてはまだ補正を組んでおりません。できるだけ本年度中には全部済ませたいというふうには考えております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 何でその辺を聞くのかといいますと、もう御承知のとおり、過年災の前年度分につきましては負担率がそれぞれ農地、施設ともに10%減額しとるわけですね。もう既に1年以上経過してるわけですし、現年災もこうやって新たに出てきておりますと、仮に同じ地域の中に現年災と過年災があったときに、同じような状況の場合に、やっぱり不公平感というのが私は出てくるんじゃないか、被害を受けた方から見ればです。そうするとやっぱり早い時期で過年災というのはやっぱり片づけておくべきではないかなというふうに思いましたんで、現年か過年かということをお聞きしたんですけれども、今、言われますように、どうぞ早い時期で過年災というのは整理をしていただいて、3年かかればいいとか、そういう話じゃなしに、やっぱり早く整理すべきだと。そしてやっぱり不公平感の生じないように、私はしてもらいたいなというふうに思ってますので、その辺はひとつ御努力をお願いしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 答弁はよろしいですか。

○9番（田中保光君） はい。

○議長（手嶋源五君） ほかに。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 1点、補正予算の23ページ、環境衛生費で都市環境対策費100万円何がしが計上されております、スイゼンジノリ関係だと思えます。これについて、議案として補正予算として出てまいりましたので、使途について伺いたいと思えます。

あわせて、10月、全協で暫定的な措置がされてまいりました。それについての経過、あの延長線でもあるかと思えますので、その点についてもお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） この件につきましては、環境衛生費ではございますけれども、積み上げにつきましては秘書政策課のほうで積み上げをいたしましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、使途につきましては、101万9,000円のうち100万円が黄金川を守る会に対する補助金であります。その100万円、補助金の内訳といたしましては、揚水ポンプの電気料を45万円、この45万円につきましては、冬場の電気料金を想定をいたしまして15万円の3カ月分。それから残りの55万円につきましては環境整備料ということで、黄金川の環境保全を行うと、この今年度中に行うということで、機械賃料と資材費等を補助金で行うということにしております。

残りの1万9,000円につきましてはアドバイザー事業、正式には地域連携保全活動推進アドバイザー事業といいますが、環境省事業ですけれども、これは環境省が総額は出すものなんですけれども、関連いたしまして、打ち合わせ経費等の旅費が必要になってくるというふうに思っておりますので、1万9,000円につきましては旅費ということになります。

これに至りました経過につきましては、

以上です。

○議長（手嶋源五君） こっちじゃないかな、暫定分は。秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 暫定からこれの至る経過につきましては、11月から12月は市のほうが直接、暫定的に電気料を支払うということでございましたけれども、そもそも黄金川を守っていくということでございますので、市が直接電気料を支払うということになりますと、市が直営でその事業を行っていくということになりますとふさわしくないということで、実際に河川を守っていくというのは地域といえますか、地元が守っていくべきだというふうな考え方がありました。その折、地元のほうでも機運が盛り上がりまして、11月の下旬でございましたけれども、守る会が発足されたということでございますので、守る会と打ち合わせをしながら、こういう事業について取り組んでいこうということの調整ができましたので、この金額を計上したということになりました。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 補正予算だから23ページについてはこれが計上されて、どのよう

に使われるのかという用途を聞いたわけです。30万円の暫定はどうだったかと、そのお金の使い道がどうかこうかじゃなくて、実際やってみて効果が出たと、こういうふうなんで、今現在こういう形でやっていますということが、私たちは地元でもありませんから、そういった正式な情報が入ってないわけです。聞かれるわけです、市民から、どげんなつとるとねって。だからそういったことをここで、ちょうどこの100万円の補正予算が出てから、これも今後の経過、これも3月まででしょうから、また新たに出てくるとすれば、この金額として今のところやっていけるのかとか、やっぱり私たちも考えていかなければなりませんので、30万円の部分についての経過、効果というのがわかれば教えていただきたいというふうにお願いをいたしております。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 暫定的に15万円の2カ月分ということで30万円でした。この分につきましては、九電からの電気料を市のほうが直接払うというようなことをごさいます。

水につきましては、切れ間なく供給できておるということで、地元の方々も大変守ってありますので、この補助事業をする前からも、自分たちのほうで河川整備を続けてあるということでございます。

それから、水産試験場の関係でございますけれども、実証試験区間というもの、これは増殖に向けた実証区間というものを設けてありまして、そこにつきましては水産試験場がノリの種をそこにまきまして、実際に河川で生育ができるかどうかを試験をしておると。その経過につきましては、順調に生育しておるということでございます。

それから、現地におきましては、黄金川を守る会のほうが既にもういろいろな取り組みをしてあるということですが、みずから河川のしゅんせつといいますか、上流部分につきましては、自分たちできちんと水が流れるような形に整備をしてあります。

それから、その中に揚水ポンプで出したポンプの水をきちんと排出するというようなパイプがございますけれども、パイプの補修とかもしてありまして、現状の現場は以前に比べますと河川そのものの雑草も少なくなりましたし、整備が大分進んできたという状況になっております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありますか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） お尋ねしますけれども、83ページの給与明細書を見てまいりますと、人員が2名減っておるということは、これは1月1日現在の予算組むときの現員・現給で最初組まれた経過があると思えますが、そういう中から4月から業務委託を下水道の関係はしてるわけですよ。そういう関係での人員減が1つあって給与減があるのかなというふうに思うわけですが、さらには当時、いろいろ議論となりましたのが、時間外が非常に多いと、そういうことでコストが非常にかかっているというようなことで、そういう面からも委託をしたほうが良いというような形で議論がなされてきたところでありまして。この表を見てまいりますと、時間外等についてはそのままの金額なっております、それはそれでいいんですが、委託後、その時間外等の軽減が実際にできておるのか、その状況を中途であると思えますけれども、どういう状況なのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（内田茂信君） 時間外の関係でございますけれども、実際4月から民間委託をしたところ、現時点ではちょっとはっきりした数字は手元には持ち合わせておりませんが、かなりの時間が減になったということで、委託の効果はあったというふうに下水道課としては判断をしているところでございます。

以上でございます。

それから、この補正の内容としましては、人員の2名減と、この部分でございますけれども、1名は4月からのこの窓口業務委託に関しての1名減でございます。

もう一人につきましては、昨年度の北部九州豪雨災害の災害復旧に従事するために土木技術職員を本年度4月より災害復旧班のほうに流動的配置をしております。その関係でも1人、人員が減ったということでございます。

内容としましては、この災害の派遣が4月から、それから窓口業務に際しましては10月からの減員ということでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） そうなりますと、災害復旧費に回した1名は、復旧が終わればもとの下水道のほうに戻すということになるわけですかね。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（内田茂信君） 来年の4月から下水道課のほうに戻すという考えでございます。

ます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案平成25年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案朝倉市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありますか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 基準額の考え方についてお尋ねいたします。

基準額はここの表の完成した分を108%で割り戻したらば基準額になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 基準額の考え方でございます。現在の使用料等につきましては、総額表示で表示してるところでございますけれども、その分につきましては、現在の消費税5%が含まれております。考え方といたしまして、市のほうでは例えば現在2,000円の使用料があるとしたときに、5%ということで割り戻しますと1,904円ほどになりますけれども、基準となる額につきましては10円未満を切り捨てということでしております。したがって、1,910円が基準となる額ということになります。その1,910円に、今回、来年の4月1日から8%の税率になりますので、これを掛けますと2,062円ほどになります。10円未満切り捨てますので、使用料等につきましては2,060円ということで改定させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 済みません、もう一点、お尋ねします。

そうすると、この表、数字がずらっと出ておるんですが、この数字の割り戻しの作業、それから改定に当たりましてこの数字のチェック体制、この数字を算出するに当たりまして、きちっとこれが正しいかどうかというチェック体制はどういう体制を引いてあるかをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） この消費税に係ります使用料等につきましては各課に及んでおります。まずは各課のほうでこの基準となる額につきまして算定をしていただきまして、行政経営課のほうでチェックをして確認をしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。4月からの消費税の改正によってこの条例ができてると思うんですが、大きなことでいくと、消費税が今度、また外税ということも表示してもいいよということが方針があります。その件について、市としては協議されたのでしょうか。

理由としては2つ。1つは、一般の市民の方が公共のものを使うのに、使用料に対して消費税が入ってるというのを存じない方がいっぱいいらっしゃるんじゃないかなと思います。

2つ目は、これ8からまた10に上がる、まだ福祉関係の財源、国の財源等も含めてまだまだ上がっていく可能性があるという中で、今の6番議員のお話にもありましたが、一回一回またこの数字をやりかえないかと。外税であれば、別に国の法律が変われば変わるんで、その作業は要らないということがありまして、その2つの件についてを検討課題として市のほうでどういうふうに討議されたかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 現在、使用料等につきましては総額表示で条例等につきましては示してるところです。この総額表示につきましては、平成16年4月1日からその総額表示にすべきという通知等に基づいて、現在、条例等につきましては、その総額表示で示してるところでございます。

なお、その総額表示の内容につきましては、例えば条例の別表の下のほうに、こちらにつきましてはその消費税等を含むということで明確に明示をしてるところでございます。

実際、市民の方がその使用料等を支払われる場合につきましては、その消費税が含まれてることが明示できるような形で、各課、取り組みを行ってるところでございます。

2点目の、外税にすることによってやりかえの関係がしなくてもいいんじゃないかという意見ということだと思っておりますけれども、今、申しますような総額表示でしております中で、消費税が改正されますと、その都度、改正を行っていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 行政のほうも間税会に入られて、行政とは、朝倉市とは別の形でまた税の徴収のあり方、また使われ方についての活動もされてるといのは存じ上げてます。ですが、それであれば、私はそういうことを作業をいかに簡単にしていくかというのが行財政改革の1つの方法じゃないかな、国のほうが簡単でいいですよという話をするのであれば、今、各民間のほうもどっちにしようかと悩んでますけれども、外税にするべきではないかなと私は強く思ってます。一回一回これを調査し直して、またそれ、誤りがなにかというのをするのも大変でしょうし、また民間のほうも外税でちゃんとこれ使われてるんだということを知っていただきたい。

また、もう一つ、この消費税につきまして、私も知らなかったんですが、普通の一般的な会計に入ってくる分については、国への納入義務はないということもお聞きしたんですが、そのあたりを含めて市の方針をもう一度、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 条例の策定上の問題でございまして、まず外税にするか、内税にするかという件で答弁させていただきたいと思っております。

外税方式にした場合は、例えば別表等で1時間当たり350円、これに消費税相当額を加えた額をするという書き方をすれば、確におっしゃるように、消費税が何%になろうと条例を改正する必要がなくなります。そうした場合には、じゃあ350円に8%掛けたら幾らになるのか、自分で計算しなければならぬという、表見ただけではわからない、そしてその端数を四捨五入するのか、切り捨てるのか、計数上、書けばいいことと思いますが、それが見た目がさっとわからないというのが1つあると思います。

それと、使用料とか料金とかというのは市民の皆さんに非常に直接に密接にかかわるものでございまして、一回一回、条例を上げまして、このような場で審議していただいてしたほうが適当であるという、そういう考え方がありまして、外税方式じゃなくて内税方式でしたということでございます。

それから、もう一点目の納税義務がない、これは公共団体の一般会計分はもう全てそういうことでございますので、そういうような法令に従ってやってるといところでございます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 市の関係の職員の方々はずごく頭のいい方が入ってらっしゃると思います。自分で計算することはもちろんですが、条例としてこうやって議会にかけることではなくて、国の方針をこの議会でかけても言うことはないんですよ、もう、決まってることなので。であれば、簡単にそのやり方を変えていくという方向性もぜひ検討いただきたいと思っております。これは要望です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 基本的な考え方は、今、お二人の議員さんからわかったんですが、問題は来年の4月からは8%、すると翌年の10月からまた10%という予定がなされてるわけです。そうしますと、今まではもとの金額が明確でなかったわけですから、割り崩した形でもとの金額を出して8%を消費税を加えたというのが現状なんです。再来年の10月の10%には、またこの変えなならんわけですよ。そうしますと、もと金額はこれを使うのか、あるいは8%で割り崩した額になっていくのか、そこの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 行政経営課長。

○行政経営課長（井上宏一君） 先ほど基準となる額ということで御質問いただきました件でお答えをさせていただきました。今回、その基準となる額というのを明確にしましたので、これをもとに10%になりますと、その分で算出をするということで考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案朝倉市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案朝倉市甘木B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6（中島秀樹君） 附則についてお尋ねします。

附則の1番は2段階になっておりますが、なぜ2段階になってるのか、説明をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高良恵一君） お答えします。附則の1番で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。この2段階になっている分につきましては、前段については文言の整理、例えば毀損を以前は常用漢字では「毀」というのが漢字表記はできなかったんで、それを平仮名にしておりました、それを漢字表記にすると、こういうのはもう、すぐ公布の日から施行したい。

26年4月1日からにつきましては、先ほど申しました消費税の改定に伴う分の増額等が関係がありますので、そういうのを2つに分けて施行日を書いてるところでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第101号議案朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第102号議案朝倉市浄化槽条例及び朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 第2条か、済みません、第1条の別表備考を削るといっていますが、この備考を削る理由は何なんでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境課長。

○環境課長（高木昌己君） この備考の部分、削除する部分でございますが、文言としましては消費税及び地方消費税を含むという、相当額を含むという文言を削ることでございます。

これにつきましては、浄化槽条例につきましては平成18年の合併当時、それから朝倉市火葬施設条例につきましては、杷木の火葬場の香華園が甘木・朝倉広域圏事務組合所管でありましたものが、平成23年度より朝倉市で、所管は当時は杷木支所で行ってございましたけれども、そこに移管されたときに条例を改正をしております。その時点で、この本来は消費税法の中で非課税とされている部分に該当する部分につきまして誤って入れていたものがございます。この消費税の改定にあわせまして、今回、削除させていただきたいということで提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第103号議案朝倉市道路占有料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第104号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第105号議案第2次朝倉市健康増進計画の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 2点質問いたします。

1点は、44ページ、市民の健康づくりを支える取り組みの中のウイルス感染によるがんの発症予防の施策の中で、子宮頸がんの予防ワクチン接種の実施及び情報提供をいたしますとありますが、最近の子宮頸がんワクチンの後遺症に関して非常に騒がれておりますし、そういう実態がございます。そのことについては、この計画の段階でどのように分析をされてここに掲載されてあるのかをお尋ねします。

もう一点でございますが、啓発活動について、66ページでございます、健康づくりを支える環境整備のところで、身近な地域での市民主体の健康づくり支援とございます。これはほかのところにも健康づくり支援は書いてございましたが、いわゆるちょっともう一つのところ、わかりませんが、出前講座をしながら健康教室、健康指導を行うとございました。出前講座では今の出前講座、どれぐらい要望があつて行われてるのか、今の国民健康保険税の逼迫状態から考えますと、もうちょっと積極的な働きかけが要るのではないかなと。出前講座は住民が要望したときに出かけるということですが、打って出るような政策をすべきではないかなということを感じております。

以上、2点です。

○議長（手嶋源五君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） ページ44のウイルス感染によるがんの発症予防の施策というところで、子宮頸がんワクチンのウイルス対策についてなんですけど、予防接種のことだと思ふんですが、現在、副作用が大きいというところで、国のほうで積極的な勧奨は控えております。それで、国のほうでそういった原因究明に関する調査が行われておりました、わかり次第、広報等で知らせるようにしてるところであります。ただ、ウイルス、このワクチンの予防接種は効果的なことなので、積極的勧奨は控えておりますが、打っていただいている、かかりつけの先生からの説明により接種していただいている状況です。数につきましては、きょう資料等を持ってきておりませんので、そういった内容で検討してここに上げさせていただいている状況です。

2点目の身近なところでの出前講座という形では、今、保険年金課と一緒に、医療費高騰していることと特定健診の受診率が低下しているというところもありまして、昨年は24回ほど出前講座を行っております。今年度は24回を上回るような形で実施しております。

また、受診率が悪いところや医療費の高いところにつきましては、コミュニティのほうに協力依頼に伺いまして、積極的に実施していただくようにということで、今年度、地区を決めまして、そこには全コミュニティには行ってるところであります。

それ以外にも各地区にこういった経過で、こういった経過というか、医療費が高騰していることと受診率が下がっていることがございますので、各地区から健康づくり推進委員の方に出させていただいておりますので、その地区でも取り組んでいただくようにということで、数はまだ把握していませんが、モデル地区以外のところでも入れていただくようにしております。現在、1月、2月にまた入るように計画がなされている状況です。

それとは別に、各地区で健康教室の依頼があつておりますので、その回数は約、済みません、ちょっと資料見ますので、昨年の実績で200回ほど、各地区に出向いております。対象人数が5,300人ほどとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 頸がんワクチンに関しましては、被害者というか、後遺症が出る人がたとえ1人あつても、私はそれはもう本当に大変なことであろうと思っております。このあたり、実施及び情報提供します、実施ということがございますので、この文面からすれば積極的に進めてるということでございますけれども、この件に関しまして、非常に情報提供、その時々を的確につかんで、状況が変われば変わるというような含みもぜひ入れていただきたいと思っております。

それから、出前講座に関しましては、大層積極的にやっていただいて、夜の仕事もあるし、土日の健康診断もあつて、大変課としては大変なことだろうと思いますが、やってないところをおっしゃいますように、またやられるような進め方をぜひ進めていただきたいと思っております。

ありがとうございました。以上です。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。

○14番（平田梯子君） はい。

○議長（手嶋源五君） ほかに。12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） まずこの計画がありますけれども、これに伴った実施計画書ができるのでしょうか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） この「元氣ばい朝倉」そのものが計画書になっておりまして、具体的な数値目標を69ページに挙げておりますので、この数値目標に届くような形で、毎年度、実施率を上げていくような形で書いております。また、10年間の計画になりますので、具体的に細かいことをどうするというふうには書いておりませんが、各朝倉保健協議会という協議会がございまして、関係機関等の打ち合わせ等を行っております。それを前半と後半に入れておりますので、この計画書に基づいて、行政だけじゃなくて関係機関の取り組み等を毎年計画をしていただいて、後半で評価するという形をとっております。

以上ですがよろしいでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 課長言われるとおり、この分に関しては細かなどうこうというのは私はないというふうに思うんですが、実施計画書をつくるのかどうかと聞いたのは、余りにも大まかすぎて、じゃあこれをやれば全てが解決できるかというようなことには僕はつながらないような計画になつてるのかなという感じました。

1つで言えば、例えば今後の取り組みは行政が実施主体となって取り組んでいくとか、それから、重点的に取り組むこと、例えば習慣病の話であるとか、それから、計画の推進方法の中で、周知啓発、それから実施主体の役割というのが明確に書いてあるんですが、実はこれ見ますと、1次計画と余り変わらないような気がいたします。1次計画で未実施が40%弱あったということが明記してあるので、ぜひ実施計画書をもとに詰めていかないと、5年ですからこれしかできませんよという話じゃなくて、結果的に5年でやっぱり40%達成できませんでしたとならないようお願いをしたいというふうに思っております。

それは平成24年度の施策基本事業評価シートをいただきましたけれども、この中にも同じようなことが実は書いてあるんですよ。例えば習慣病の話であるとか、三大死因がどうだというのがありますが、朝倉市はこの全国、県からいってもいいとは限った数字じゃないんで、これをするためにはどうするかというのは、こういう形で詰めていかなきゃいけないと思うんで、ぜひ課長のほうには実施計画書をもとに作成していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） 各市町村ともこういった計画を立ててると思いますが、実施計画については改めて立ててるものはないと思います。現状では健康日本21のこの2次計画の中で特定健診が始まった経過がございますので、今年度の4月から実施してます生活習慣病に重点を置いた施策をとりなさいということが今度の健康増進計画の中でもうたわれておりますので、この健康増進計画プラス、こちらの特定健康診査実施計画のほうを重点的にしばらくは進めていきたいというふうに考えております。

それと、行政の事業につきましては、各母子とか、成人とか、精神とか、いろいろな分野に及んでおりますけど、各担当で年間計画等を立てて、今年度はここという形で重点的に行っているような状況がございますので、これ全部についての計画書は国のほうも立てておりませんし、県のほうも立てていない現状がありますので、10年間という計画の中で見直しながら目標数値に届くような取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） ぜひこの計画のもとに単年度の計画があるということを十分に考えていただきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに、ありますか、よろしいですか。

○12番（桑野博明君） いいです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第106号議案財産の取得について（付替林道用地）を議題といたします。質疑は

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第107号議案財産の取得について（朝倉市情報端末）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第108号議案財産の取得について（朝倉市教育用センターサーバー）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第109号議案財産の取得について（朝倉市立小中学校パソコン教室等情報端末）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第110号議案交通事故による損害賠償についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第111号議案うきは市道路線の認定の承諾についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第112号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第113号議案指定管理者の指定について（学童保育所）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第114号議案指定管理者の指定について（甘木B&G海洋センター）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第91号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月20日午前10時から行ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時53分散会